

# 小規模企業共済

『小規模企業共済』は、小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が事業をやめられたり、退職された場合に生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

国が全額出資する『独立行政法人中小企業基盤整備機構』が運営しています。

## ＜ 特 色 ＞

- **掛金月額**は1千円～7万円の範囲内で5百円単位で選べます
- 掛金は**全額**が「**小規模企業共済等掛金控除**」として所得控除できます
- 納付合計額の範囲内で、**貸付制度が利用可能**です（無担保・無保証人）
- 共済金受取は「一括」「分割」「一括と分割の併用」のいずれかを選べます。税法上、一括受取の場合は「**退職所得扱い**」、分割受取の場合は「**公的年金等の雑所得扱い**」になります

詳細は、下記、(独)中小企業基盤整備機構HPをご覧ください

<http://www.smrj.go.jp/skyosai/>

－ お申し込み・お問い合わせは －

**茨城県中小企業団体中央会**

**TEL 029-224-8030** まで